

飯田高校同窓会 会員名簿管理規程

第1条（総則）

この規程は、長野県飯田高等学校同窓会（以下「同窓会」という）の会員名簿（以下「名簿」という）の取り扱いについて定める。

第2条（目的）

名簿は、会員相互の親睦を図り、母校及び在校生の発展に貢献するとともに、同窓生が同窓会設立の精神に則り、社会に寄与する目的に利用するものとする。

第3条（名簿の適正な利用）

1 名簿の利用範囲については、以下のとおりとし、利用範囲について疑義がある場合は、常任役員会にて検討の上、解決を図るものとする。また会員の情報保護に関しては、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を遵守するものとする。

(1) 同窓会事務局からの同窓会及び同窓会の組織区分である各種団体の催しに関する伝達、勧誘、依頼等の案内

(2) 会員からの申し出による会員への案内、呼びかけ

但し、正副会長会の承認を得たものに限る。

(3) その他、常任役員会で承認された用途

2 以下に記載する目的での名簿利用は、固くこれを禁じる。

(1) 営利目的での利用

(2) 政治的な目的での利用

(3) 宗教に関連する勧誘、連絡

(4) 反社会組織などに関連する勧誘、連絡

(5) 迷惑メールの発信

(6) 特定の人や組織を誹謗中傷するメール等での利用

(7) その他、個別に常任役員会が目的外及び迷惑な利用と認定するもの

第4条（名簿管理）

名簿は、正副会長会が管理し同窓会事務局にて運用する。

第5条（情報の提供）

同窓会事務局は、次に定める方法により会員からの情報の申請があった場合に会員へ提供するものとする。

1 飯田高校同窓会ホームページから事務局へメール等で申請する。

2 電話か FAX で直接事務局へ申請する。

第6条（情報の更新）

会員は、転居、転職等の諸事情により、同窓会に登録した情報に変更が生じた場合、次に定めるいずれかの方法により速やかに情報の更新を行いあるいは申し出るものとする。

- 1 飯田高校同窓会ホームページから当該者が、自身の情報を変更する。
- 2 会員情報変更ハガキを事務局に送る。
- 3 同窓会事務局へ直接電話をする。

第7条（疑義のある事象）

- 1 以下の事象が発覚した際は、会員は遅滞なく同窓会事務局に通知するものとする。
 - (1) 情報漏えい等、名簿の利用に関わる疑義
 - (2) 同窓会の趣旨またはこの規程に抵触する恐れのある個人情報の扱い
 - (3) その他、同窓会における個人情報の扱いに関する疑義
- 2 正副会長会は、第1項の通知があった場合、速やかな問題解決に向けて適切な対応を講じるものとする。

附則

1. 本規程は常任役員会の承認を得て変更できるものとする。
2. 本規程を変更した場合は、速やかにホームページに掲載する。
3. 本規程は令和4年8月1日より実施する。